

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①	氏名 (フリガナ)	大洲市の住民投票を実現する会 (おおずしのじゅうみんとうひょうをじつげんするかい)			
②	住所	(都道府県名) (市区町村以下) 愛媛県			
③	電話番号	0 8 9 3 - 2 3 - 3 5 2 4	メールアドレス		
④	職業		⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
5	8 ~ 13	<p>「河川整備の長期的な目標としては、河川整備基本方針において計画高水流量等が設定されているが、その長期的な目標が達成されるまでの具体的な事業に関しては、河川整備基本方針と整合性のとれた中期的な整備目標を持つ河川整備計画が定められ、その目標に対する治水安全度の確保と災害軽減を図るための事業が実施される。」</p> <p>意見</p> <p>【要旨】これまでの、河川整備基本方針及び河川整備計画の決め方には問題がありすぎる。少なくとも、肱川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画については、科学的に明確な根拠を元に、作成されたものではありません。ダム反対派を含む住民参加の第三者委員会による、河川整備基本方針及び河川整備計画の設定を求めます。</p> <p>肱川の河川整備基本方針については、測定された洪水流量だけではなく根拠の明確でない洪水までも算定根拠に組み込み、仮定に仮定を重ねて必要以上に過大な、基本高水が算出されている。具体的に明確な説明ができる数値のみを根拠に、基本高水が算出されなければならない。これでは新たなダムを造るための、あるいは既存のダム改造のための河川整備基本方針といわれても反論すらできません。</p> <p>さらに肱川の流域委員会については、大洲河川国道事務所の所長は「流域委員会は住民参加で行う。」さらに「準備委員会」も行うと発現されていた。ところが直前に、学識経験者と流域自治体の長による流域委員会に変更された。そこで行われた審議は、審議というにはほど遠く、事務局の提案を鵜呑みにするだけのものでしかありませんでした。</p>			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	
				⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45	6 ~ 11	<p>「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m^3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」</p> <p>意見</p> <p>利水についても、ダム事業者や利水参画者と切り離れた第三者機関による検証が必要です。基礎データにもメスを入れ是非を検証し、利水計画にメスを入れる必要があります。</p>			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
53	1～7	<p>●関係する河川使用者の同意の見通しはどうか</p> <p>各利水対策案の実施に当たって、調整すべき関係する河川使用者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係する河川使用者とは、例えば、既存ダムの活用（容量の買い上げ・かさ上げ）の場合における既存ダムに権利を有する者、水需要予測見直しの際の既得の水利権を有する者、農業用水合理化の際の農業関係者が考えられる。</p> <p>意見</p> <p>肱川では漁業権者である肱川漁業協同組合が一貫して山鳥坂ダム建設に反対しているが、周辺事業は着々と進められている。これでは九州の川辺川ダムのように、ダム本体以外はすべて完成したがダム本体工事には着手できない状況になりかねない。</p> <p>ダム建設事業に当たっては、漁業権者の同意がない限りすべての事業を中止する判断が不可欠です。</p>					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業				⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
		<p>「検証の対象とするダム事業（直轄） 検証の対象とするダム事業（水機構） 検証の対象とするダム事業（補助）</p> <p>意見</p> <p>【要旨】 検証対象ダムの拡大が必要である。</p> <p>現在予定されている検証対象ダムは、85 ダム（直轄・水資源機構32 ダム、補助53 ダム）であって、残りの59 ダム（それぞれ23 ダム、36 ダム）は本体工事契約済みであるとか、既存施設の機能増強事業であるとかの理由で、検証対象外になっている。しかし、その中には内海ダム再開発、浅川ダム、路木ダム、当別ダム、辰巳ダム、天ヶ瀬ダム再開発、鹿野川ダム改造、湯西川ダムなど、必要性が希薄で基本的な問題を抱えるダム事業も含まれており、それらのダム事業もその是非を検証する必要があるため、検証対象ダムを拡大すべきである。</p>					